

平成28年10月27日

株式会社 山陰合同銀行

鳥取県中部を震源とする地震災害で被災された皆様への
各種個人向けローンの取扱について

このたびの地震災害により被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

山陰合同銀行（頭取 石丸文男）では、このたびの地震により被災された皆様に支援するため、各種個人向けローン（新規申込および既存契約）について下記の通り対応しますのでお知らせいたします。

1. 新規申込にかかる特別対応

名称	<u>リフォームローン1000</u>	<u>自由に使える！ローン</u>
対象のお客様	このたびの地震災害により被災された方	
お使いみち	災害復旧にかかる住宅の増改築・修復などおよびこれらに伴う住宅諸費用・家具・家電製品・ <u>車両</u> 購入費用等	災害復旧にかかる（住宅の増改築・修復などを伴わない）家具・家電製品購入費用、被災による傷病の入院・治療費、災害復旧に要する生活資金等
融資金額	1,000万円以内	500万円以内
融資期間	15年以内	15年以内
対応概要	・ 特別金利 年 <u>1.20%</u> （変動金利） 【平成28年10月27日現在】 ・ お使いみちの拡大 災害復旧にかかる住宅の増改築・修復などに伴う <u>車両</u> の修復・購入費用を追加	・ 特別金利 年 <u>2.50%</u> （変動金利） 【平成28年10月27日現在】
受付期間	平成28年10月27日～平成29年3月31日 （リフォームローン1000の特別金利は平成28年10月24日より適用済）	

（住宅の増改築・修復などについては、各種住宅ローン（無担保扱いもあり）もお使いいただけます。詳しくは最寄りの営業店までお問合せください。）

（次頁へ続く）

- (1) お申込みに際しては、当行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。
- (2) 罹災証明書などの被災を証明する書類の提出は不要です。

2. 既存契約にかかる特別対応

各種個人向けローンを既にご契約されているお客様で、このたびの地震災害の影響によりご返済に支障を来している方に対し、元金返済の据置を含めた各種返済条件の変更のご相談を承ります。

詳しくはお取引店または最寄りの営業店までお問合せください。

なお、このたびの地震災害の影響による返済条件変更にかかる手数料は不要です。

以 上